

意見書案第 2 号

性犯罪の再犯防止の取組強化を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月26日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達

たのかしら 知 行

篠 原 達 也

新 村 まさる

井 上 ま い

もろくま 英 文

川 上 陽 平

尾 花 康 広

阿 部 正 剛

田 中 たかし

とみなが ひろゆき

津 田 信太郎

藤 野 哲 司

倉 元 達 朗

近 藤 里 美

性犯罪の再犯防止の取組強化を求める意見書

性犯罪は刑法犯の類型でも4番目に再犯率が高いとされ、抑止効果の観点から厳罰化を求める根強い世論があります。再犯防止は社会の要請であり、性犯罪をした者に対して、刑事司法手続終了後も再犯防止のプログラム等が継続されることが重要です。

しかし、性犯罪をした者の刑期満了後の住所等について、自治体が法務省から情報提供を受ける仕組みはなく、実際に本人に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難なため、一部の自治体では、子どもに対して性犯罪をした者に、刑期満了後の住所等の届出を必要とする条例を制定し、届け出られた情報を基にカウンセリングなどを行い、再犯防止・社会復帰支援を行っています。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも、自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体及び関係機関の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有を始め、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 性犯罪をした者に対し、刑事司法手続終了後も自治体による再犯防止プログラム等を受け
る意義について啓発を図ること。
- 2 自治体による再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が刑期満了
後の住所等を国に届け出る仕組みを作り、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体は、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防
止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛て

議 長 名